氏　　名	**長　尾　順　子**
学位の種類	博士（学術）
学位記の番号	甲第 175 号
学位授与年月日	2014（平成 26）年 3 月 20 日
学位授与の条件	学位規則第 4 条第 1 項該当
学位論文題目	**鬼子母神の服飾表現に関する研究**
論文審査委員	主査　佐々井啓　（生活環境学専攻　教授） 副査　大塚美智子　（生活環境学専攻　教授） 副査　増子富美　（生活環境学専攻　教授） 副査　福田安典　（日本文学専攻　教授） 副査　小笠原小枝　（日本女子大学名誉教授） 副査　増田美子　（学習院女子大学教授）
※なお本博士論文は、「博士論文のインターネット公表に関するガイドライン」3（2）により、以下の 8,000 字の要約及び可能な限りマスキングをした博士論文を掲載する。	

論文の内容の要旨

本論文「鬼子母神の服飾表現に関する研究」は、仏教の女尊鬼子母神の服飾表現に着目し、日本における信仰の受容を未踏の領域である被服の視点から明らかにしようと試みたものである。

構成

本論文の構成は、序論、本論（第 1 章から第 5 章）、結論からなる。

序論

仏教の信仰対象である仏の姿を偶像として具現化したものを仏像とよぶ。仏像は階級によって菩薩像、明王像、天部像と称される諸尊像に区分され、各々がほぼ固定化されたイメージをもっており、仏像が制作される際、服装表現にも影響を与えている。最下層に位置する天部像は多種多様であり、武将形、鬼神形、力士形、鳥獣形、貴人形、天女形に分類される。天女形像の代表的な尊格には、吉祥天や弁財天がおり、その姿は在家貴婦人の様相で表現され、研究対象とした鬼子母神も女性の形をとった天女形として表現されてきた。

日本における鬼子母神の仏教尊としての役割は、小児守護、法華経護持者を守護する役目でしられているが、仏教が興る以前のインドにおいては、疱瘡の神を擬神化し、安産子育ての守護神ハーリティとして崇拝されてきたことが先行研究より明らかとなっている。日本には、シルクロード、中国を経て、9 世紀に真言宗の開祖空海によって、唐より鬼子母神に係る漢訳経典が請来されたことから、日本における鬼子母神信仰がはじまる。その信仰が伝播されてから 1200 年を数えるが、今日でも

その像容の多くは、子供を抱き吉祥果であるザクロを持った母子像の姿で表現される。

日本における鬼子母神研究は、管見のかぎりでは小林（1938）の研究が最も古く、ついで宮崎が 1985 年に編纂発行した学術書『鬼子母神信仰』が著名である。この成果により、鬼子母神信仰の起源、内容、国内外の歴史的展開の実態、日本の寺院における位置づけ、そして鬼子母神に係わる諸経典が明らかとされている。他の成果としては、鬼子母神の外観について田口（1984）、田代（1985）、（1986）、（1988）、（1992）、鬼子母神と持物ザクロの関連性について新しい見解を示した田辺（1999）、住居学の視点からは山崎・後藤（2001）、（2002）、仏教美術史の立場からは、松嶋（2002）、（2006）の報告もみられ、鬼子母神への注目は徐々に集まりつつある。

仏像の衣服については、吉村（2006）、（2009）、（2012）、竹下（2010）、蔵田（2010）、田中（1999）、岩崎・岡松・片岸（2000）、岩崎・岡松・片岸・原田・馬場（2001）があり、仏画や仏像の服飾表現に着目した研究もなされつつある。

しかし、特定の仏尊を長い期間で捉え、その服飾表現の変遷や特徴を明らかにしようという試みはなされていない。

そこで本研究では、従来の視点とは異なる服飾表現に焦点をあてて、日本に鬼子母神信仰が伝播してからおよそ 1200 年の間にこの女尊がどのように日本において受容されていったのかを明らかにすることを試みた。研究資料には、信仰を発信する側である寺院の資料だけではなく、受容側の資料も研究対象とした。

仏教において人型の像が作られるようになったのは、釈迦入滅からおよそ 500 年を経た紀元前 1 世紀頃といわれている。仏像は、信仰の対象として人間の創造性の中で生み出され、形作られたものである。つまり、仏像造顕の背景には、造立の目的や依頼主の存在がある。そして衣服は、それ自体が多くの事象を内包した表象である。したがって、仏像が何を身につけているかを理解することは、作品の創出に係わった人間や、その人が帰属する社会の規範や時代情勢などへの理解に繋がるものと考える。

本論

第 1 章では、鬼子母神信仰が発祥地から日本に至るまでの過程において造像された鬼子母神像をとりあげ、各々の服飾表現に着目をした。鬼子母神信仰は西北インドガンダーラの女神ハーリティに端を発し、シルクロード、中国を経て、9 世紀に鬼子母神あるいは訶梨帝母の名称で日本に伝播したことが、先行研究から明らかとなっている。

インドの作例には 6 体の像をとりあげた。2-3 世紀の作とされるハーリティ像（大英博物館蔵、ラホール美術館蔵、ニューデリー博物館蔵）、3 世紀作とされる個人像、6-7 世紀のアジャンター石窟寺院第 2 窟の例、5-10 世紀頃とされるエローラ石窟寺院の例である。シルクロードの作例には、新疆ウイグル自治区トルファン市の交河故城から採集された 9 世紀作ヤールホトの「訶梨帝母像」（ベルリン国立インド美術館蔵）をとりあげた。中国の作例には、盛唐時代の四川石窟「巴中南龕第六八號鬼

子母龕」の例と宋代の大足石窟山「大足石窟山鬼子母」をとりあげた。

上記作品個々の服飾表現に着目し、同時期の彫像・絵像と比較検討を行った結果、3 地域に残る鬼子母神像の衣服は、それぞれの土地において実際に着装された服飾を表現したものであったことが明らかとなった。その理由として、次の 2 点を挙げることができる。1 つは鬼子母神が属する天部は、もとはインドの土俗神であったが、宗教団体による布教地をめぐる抗争に敗れたことで、仏に帰依する形で仏教に吸収され最下位に置かれた背景をもつ。そのため、例えば菩薩像のように、出家前の釈迦の姿、すなわち古代インド王族を想起させる姿が念頭にあり、そのひな形をもとに造顕されるわけではない。したがってその外観を変化させることは比較的容易であったであろうし、崇拝対象の服飾を俗世の人間と同じ衣服で表現することは信仰者にとってはより一層の親近感を抱かせたものと推察される。2 つめは、当時の支配者層の意向に属すという姿勢を、服飾を通して表明したものと考えられる。3 地域は大陸という立地条件と、いずれも各々の像の制作時期には王朝の政権交代があったという点で共通している。したがって、鬼子母神の服飾表現には、政権への帰属意識を表出した表現であると結論付けた。

第 2 章では、第 3 章から第 5 章の前提として日本で制作された鬼子母神像の服飾表現の特徴と分析を行い、全体像を明らかにすることを試みた。鬼子母神像の作例は、信仰が伝播した平安時代から 1868 年に発布された神仏判然令を区切りとし、彫像・絵画作品 22 点をとりあげた（表 1）。

表 1 鬼子母神像一覧（彫像／絵画）

	年代		名称	形態	作者・絵師	所蔵先	宗派
1	12 世紀		訶梨帝母坐像	彫像		東大寺・二月堂（奈良県）	華厳宗
2	12 世紀		訶梨帝母像	彫像		毛越寺大乗院（岩手県）	天台宗
3	12 世紀		普賢十羅刹女像	絹本着色		廬山寺（京都府）	天台圓浄宗
4	13 世紀	1212	浄瑠璃寺吉祥天厨子絵	厨子絵		元浄瑠璃寺（京都府）	真言律宗
5	13 世紀		訶梨帝母像	絹本着色		醍醐寺（京都府）	真言宗
6	13 世紀		普賢十羅刹女像	絹本着色		奈良国立博物館	不明
7	14 世紀	1321	『覚禅抄』「訶梨帝母付五子」	紙本		金沢文庫（神奈川県）	真言律宗
8	14 世紀		訶梨帝母像	絹本著色		奈良県立美術館	不明
9	14 世紀		訶梨帝母倚像	彫像		園城寺（滋賀県）、	天台圓浄宗
10		室町	普賢十羅刹女像	絹本着色		須磨寺（兵庫県）	真言宗
11	16 世紀	1564	鬼子母神・十羅刹女画像	紙本著色	長谷川等伯	大法寺（富山県）	日蓮宗
12	16 世紀	1568	絵曼荼羅	絹本着色	長谷川等伯	妙伝寺（京都府）	日蓮宗
13	16 世紀	1571	鬼子母神十羅刹女像	絹本着色	長谷川等伯	妙伝寺（富山県）	日蓮宗
14		不明	鬼子母神十羅刹女像	絹本着色	長谷川等伯	本成寺（新潟県）	日蓮宗

15	17 世紀	1690	『仏像図彙』	版画 絵入りの 百科事典	土佐秀信		
16	18 世紀	1701	鬼子母神解脱之図	大絵馬		雑司ヶ谷鬼子母神堂 （東京都）	日蓮宗
17	18 世紀	1701	鬼子母神像			雑司ヶ谷鬼子母神堂 （東京都）	日蓮宗
18	18 世紀	1711	題名不詳	大絵馬		雑司ヶ谷鬼子母神堂 （東京都）	日蓮宗
19	18 世紀	1747	鬼子母神画像	紙本着色		妙法寺（神奈川県）	日蓮宗
20	18 世紀	1749	鬼形鬼子母神像	紙本着色	狩野休真	弘法寺（千葉県）	日蓮宗
21	18 世紀	1796	『増補仏像図彙』 「鬼子母神」の項	版画 絵入りの 百科事典	土佐秀信		
22	19 世紀	1863	五百羅漢	絹本着色	狩野一信	増上寺（東京都）	浄土宗

これらの服飾を、その表現から中国・日本の服飾と比較・検討を行い、「中国風」「日本風」に大別し、個々の作品の服飾構成を可能な限り明確にすることで、鬼子母神の服飾表現の全貌や特徴を見出すことを試みた。

結果、その姿はほとんどが中国風衣装で表現されていたことが明らかとなった。

その理由は次のように考察した。日本はその文化継承力に大きな特徴がある。大陸では、中国に代表されるように政権が交代する際に前時代の政権が築き上げたものを破壊する傾向にある。ところが日本は、これを徹底的に破壊するのではなく、保持しながら日本独自に発展させていく性格をもっている。このような背景には、異民族の流入の有無に因るところが大きく、日本は島国という立地条件から、近隣に位置する大国の支配下に置かれたことが一度もなかったことが要因の一つであると考える。さらに日本国内においても、政権が貴族階級から武家階級へと移行しても、それまでの諸文化は全てが否定されることなく継承された。このような日本の文化継承力が、鬼子母神の服飾表現が一貫して中国風の要素を保ちつづけた要因の一つではないかと結論づけた。時に簡略化されながらも各々の時代に生きた人々が思い描いた鬼子母神の服飾表要素が、今日まで継承されたものと考えられる。その要素とは「冠」をかぶり「襞飾りのついた袖」「披肩」「披帛」をまとい、「小児」と「ザクロ」を持った鬼子母神の姿であったことは作例からも示される。

第 3 章では、第 2 章で明らかとした鬼子母神の外観イメージ要素が、なにをもって定型化されたのかを究明することを試みた。研究資料には、平安末期から鎌倉時代にかけて、当時の学僧らによって編纂された密教図像書 5 点（『図像抄』『覚禅抄』『別尊雑記』『阿婆縛抄』『諸尊図像集』）を用いた。これらは各々の項目において、形像に関する文字表記とともに絵図が併記されているため、当時の鬼子母神がどのようなイメージをもたれていたのかを読み解くには極めて興味深い資料といえる。そこに示される鬼子母神の形像の記述と図像の比較を行い、当時の学僧が形作ろうとした鬼子母神の外観イメージを検証した。

結果、図像書の服飾表現と文字資料を対照したことで、図像に示された服飾表現には一貫性がなく、同一の図像書内であっても服装表現にバラツキがみられること

が明らかとなった。絵画資料のなかには、文字資料の指示にはない舄をはいた例もみられ、図像書の段階ですでに服飾表現に多様性があったことが示された。しかし、共通される服飾品も認められた。第 3 章でとりあげた図像は全部で 14 点を数える。各々が多様な中国風衣服を表現する中で、「冠」と「褶飾つきの袖」は 14 点すべてに描写されており、当時の学僧らにとって、この 2 点は鬼子母神の衣服構成に不可欠な要素として共通の認識があったものと考えられる。また、『覚禅抄』「京都勧修寺蔵本」においては、文字資料に対して忠実に衣服を描写していることが指摘できる。文字資料に「天衣」と表記された図には細布を画き、「穿寶衣」の表記に対しては細布を省き、代わりに筒袖の衣を鬼子母神に着装させており、両者を区別している様子をみることができる。図像書間による服飾表現の相違や、文字資料をどのように解釈するかは、学僧の性格や、知識の有無に因ると推察されるが、受け手の内側にあるイメージの多様性を、図像書の絵画資料からよみとることができたと考える。さらに文字資料には、右手に吉祥菓、左手あるいは左懐に小児を抱くことが指示されており、14 点のうち、12 例はその定位置を遵守し図示されていた。そして文字資料には吉祥菓と記されながらも、その多くはザクロで描写されており、学僧らがイメージした吉祥菓＝ザクロの図式が図像の継承にともなって、イメージの固定がなされたものと推察される。

つぎに図像書に服飾規定に関する記述がなぜ少ないのかということに対して考察をおこなった。各図像書には典拠が記されており、『図像抄』は「訶梨帝母法」を、『成菩提集』『別尊雑記』は儀軌を、『覚禅抄』は「訶梨帝母経」「訶梨帝母法」「歓喜母法」を引用しており、日本の図像書がこれら原典の記述をほぼ正しく引用していることが両者の比較から確認できた。さらに日本の学僧らが参照した「大楽叉女歓喜母併愛子成就法」「訶梨帝母真言経」には、さらに原典となるものがあり、それらはセイロン（スリランカ）や南インドに由来されるものであることから、経典に記される服飾表現が簡素であるのは、中国の鬼子母神像や不空の生きた唐代の服飾を念頭において翻訳されたのではなく、ガンダーラやアジャンターの壁画にみるような一枚布をまとい、頭に宝飾のついた冠をかぶり、ネックレスをつけたハーリティの姿であったと推察される。実際インドのハーリティの服飾は図像書の文字資料に合致しており、経典や図像書に記述される服飾構成の少なさも得心される。したがって、服飾規定に関する記述の少なさや、同一の本の中においても図の衣装表現に一貫性がみられなかったのは、不空の漢訳経典に記される鬼子母神の容貌が、インドやセイロン（セイロン）の像に由来するものであり、その僅かな衣服構成の記述から、日本の学僧らが想像したイメージと、先行作品や図像書・図像書の粉本にみられる表現をもとに適宜取捨選択をしながら表現がなされたことによると結論づけた。

第 4 章では、第 3 章で明らかとした図像書に指定された服装規定とは異なる、日本の宮中官女の装束（唐衣裳装束）をまとう鬼子母神の姿をとりあげた。先行研究では、貴族女性の「法華経」信仰への思いから、自らの姿を仏尊になぞらえたこと

により図様の変革をもたらしたと指摘されているが、明確な根拠は示されていない。中世の儀軌書に指定され図示された鬼子母神の姿とは異なる、日本の風俗でなぜ表現されたのか、当時の仏教界の動向とあわせて考察をおこなった。

結果、『源氏物語や』『竹取物語』などの物語文学において衣服はその持ち主を追慕する手段に用いられていたこと、平安末にはすでに院や天皇家、あるいは公家の権力によって、仏教儀式や図像改変がなされる事例もみられたことから、同時期に編纂された図像書には中国風衣装が規定となりながらも、発願者の嗜好や従来の説である「法華経」への根強い信仰が加わったことから和装化の運びとなり、唐衣裳装束の鬼子母神が描かれるようになったと結論づけた。

第 5 章では、庶民信仰が花開いた江戸時代において、鬼子母神がどのように展開し、受容されたのかを、物語絵本の一種である草双紙を用いて挿絵に描かれた鬼子母神の服飾表現から検証を試みた。識字率が爆発的に飛躍した江戸時代において、信仰の対象であった鬼子母神は、少ないながらも草双紙に姿をあらわした。

このような庶民文化の中で産出された作品は、信仰を発信する側ではなく、それを受け止めた側から表出されており、鬼子母神受容の一側面を知ることができる格好の資料といえよう。江戸諸人の鬼子母神に抱いていたイメージを、草双紙 4 点(『果物見立御世話』『大森軽業／楠鬼女子本乃能見世物』『京鹿子娘泥鰌汁』『釈迦八相倭文庫』) から検証した。

その結果、①鬼子母神の持物ザクロが注目されるようになったこと②江戸時代に登場した「鬼形」像と、従来の「天女形」像の服飾表現に変化はみられなかったことが明らかとなった。②の結果を受けて、当時の庶民が鬼に対して抱いていたイメージと絡めて考察を行ったことで江戸時代に多くの人に共有された鬼子母神イメージの一側面を明らかにできたと考える。

結論

インド・ヤールホト・中国と伝播した国外の鬼子母神は、その土地の世俗女性の服飾表現であったことから、その土地や支配政権への帰属意識を表したものであったと結論付けた。一方、日本の諸寺では、中世の儀軌書が指示する中国風「天女形」の服飾形式を近世まで継承しており、江戸時代においては、従来の「天女形」に加えてあらたに「鬼形」が登場しながらも、その服飾表現は変わらずに中国風を踏襲していたことから、鬼子母神に対する認識に変化はみられなかったことが服飾表現からよみとることができる。これは大陸とは異なる日本の文化継承力に因るものと考察をした。しかしながら中世貴族社会においては、わずかであるが儀軌書のひな形を脱線した宮中官女の唐衣裳装束で描かれた例もみられ、当時の女性らの「法華経」信仰に対する思いをうかがうことができる。さらに江戸時代に発刊された草双紙の挿絵には、打掛姿の鬼子母神に持物である「ザクロ」が服飾文様として描かれた例も残されており、鬼子母神の因縁譚までも広く庶民層にまで正しく理解されていたと捉えることができる。これらの例は中世貴族社会の信仰の様相や江戸時代の

庶民文化における鬼子母神に対する認識を、服飾表現を通して、簡潔に、視覚によって示したものといえる。

以上から、従来の仏教史や教団史からなされた鬼子母神研究とは全く異なる方法から、この女尊の日本における受容過程を明らかにした点が本研究の新規性といえる点である。

【主要参考文献】

小林太一郎：「支那に於ける訶利帝；その信仰とその図像とについて」『支那佛教史學』第2巻第3號（1938）pp.1-48.

宮崎英修：『鬼子母神信仰』雄山閣（1985）

田口有樹女：「訶梨帝母の持物・「吉祥菓」について」『名古屋造形芸術短期大学研究紀要』7（1984）pp.101-157.

田代有樹女：「訶梨帝母の形相の二類性について（上）；十六大護図にみる忿怒尊訶梨帝母像をめぐって」『名古屋造形芸術短期大学研究紀要』8（1985）pp.59-90.

田代有樹女：「訶梨帝母の形相の二類性について（中）；宝楼閣経曼荼羅にみる訶梨帝母像をめぐって」『名古屋造形芸術短期大学研究紀要』9（1986）pp.3-26.

田代有樹女：「訶梨帝母の形相の二類性について（下）；図像学的考察」『名古屋造形芸術短期大学研究紀要』10/11（1988）pp.25-71.

田代有樹女：「曼荼羅に見る訶梨帝母像；像形の七分類を中心として」『名古屋造形芸術短期大学研究紀要』15（1992）pp.84-100.

田辺勝美：「鬼子母神と石榴；研究の新視点」『大和文華』101、大和文華館（1999）巻頭図版7-8、pp.32-41.

山崎美佳、後藤久：「雑司が谷の街並に関する研究1；鬼子母神信仰と雑司が谷の繁栄」『日本女子大学紀要家政学部』48（2001）pp.77-83.

山崎美佳、後藤久：「雑司ヶ谷の街並に関する研究2；鬼子母神信仰の盛衰が街並に与えた影響について」『日本女子大学紀要家政学部』49（2002）pp.113-118.

松嶋雅人：「新山元亀2年銘の長谷川信春筆鬼子母神十羅刹女像」『Museum』5（2002）pp.5-16.

松嶋雅人：「信春」印の鬼子母神十羅刹女像」『東京国立博物館研究誌』623（2009）pp.3-16.

吉村怜：「古代佛菩薩像の衣服と名稱」『國華』112（2006）pp.5-18.

吉村怜：「日本古代仏像の着衣とその名称；袈裟・僧祇支・裙・右袒衫、及び偏衫・直トツ・横ヒ」『仏教芸術』305（2009）pp.9-39.

吉村怜：「鑑真和上像の着衣・唐式偏衫について；竹下繭子氏の批判に答えて」『仏教芸術』321（2012）pp.35-66.

竹下繭子：「鑑真和上像の服制と道宣の着衣論」『仏教芸術』310（2010）pp.9-32.

蔵田弥生：「仏教における衣文化の研究；袈裟がもつ宗教性」『比較文化研究』91、日本比較文化学会（2010）pp.75-82.

田中陽子:「薬師寺吉祥天女像の服飾に関する一考察;中国歴代女子服との比較から」『国際服飾学会誌』16、国際服飾学会（1999）pp.55-74.
岩崎雅美・岡松恵・片岸博子:「薬師寺吉祥天像の服飾について;仏画と実相の視点から」『日本服飾学会誌』19（2000）pp.1-9.
岩崎雅美・岡松恵・片岸博子・原田順子・馬場まみ「薬師寺吉祥天像の服飾における中国西域の要素について;髪型や衣を中心に」『日本服飾学会誌』20（2001）pp.1-8.

論文審査結果の要旨

本研究は、鬼子母神の仏教尊としての信仰の受容の過程を、服飾表現に着目して行ったものである。

鬼子母神はその性格から女性に身近な女尊として一般に信仰されている。その信仰の原点から日本に伝わり定着していく過程を追って研究が進められている。

論文の構成は以下のようである。

序論は、本研究の目的と既往研究について述べている。

第１章は、信仰の発祥地であるインド、シルクロード上のオアシス国家ヤールホト、中国の図像を取り上げて分析した。その結果、鬼子母神像は、その土地の女性の服装で表現され、歴史体制の変化とともに鬼子母神の服飾表現も変化したことが指摘されている。

第２章は、日本で制作された鬼子母神像の服飾表現の特徴を分析し、全体像を明らかにした。信仰が伝播した平安時代から、1868 年までの期間を対象とした結果、作例の多くは中国の服種を用いていることが確認された。鬼子母神像は鎌倉から江戸時代まで、「冠」、「襞飾りのついた袖」を身につけ、「ザクロ」を持ち、「小児」を抱くという姿で定型化され継承されていることを明らかにした。さらに、女尊である吉祥天、弁才天の服飾表現との比較を行い、それぞれの特徴を指摘した。その結果、鬼子母神信仰は他の女尊ほどは展開をみせなかったために、衣服が踏襲されていると結論付けた。

第３章は、平安末期から鎌倉時代にかけて編纂された密教図像書５点を用いて、鬼子母神の外観が定型化された原因を明らかにした。図像書の鬼子母神の記述と図像の比較を行って、当時の鬼子母神のイメージを検証した結果、中国風の鬼子母神の外観が共通して描写されていることを示すことができた。

第４章は、図像書の服装規定とは異なる鬼子母神像を取り上げ、検討した。日本の宮中官女の装束（唐衣裳装束）をまとう鬼子母神が描かれている図は、「法華経」を牽引した貴族女性の信仰が寄進者自らの衣裳を鬼子母神像に反映させた結果であると結論づけた。

第５章では、江戸時代において、庶民信仰として鬼子母神がどのように受容されたのかを、物語絵本の一種である草双紙を用いて検証を試みた。その結果、「ザクロ」は江戸時代になって注目されるようになったこと、江戸時代に「鬼形」型鬼子母神が登場したが、服飾表現に変化はみられなかったことを明らかにした。

このように、服飾表現を検討することにより、鬼子母神の文化的な背景を明らかにすることができた。インドからの伝播の過程では、鬼子母神の服飾はそれぞれの地域への帰属意識を表明したものであったが、日本の寺院では、中世の図像書が示した服装形式を継承していたことが指摘できた。一方、鬼子母神は中世貴族社会の女性の服飾や江戸時代の庶民文化の中での女性の服飾を表すことにより、女性たちにとって身近な存在であったことを示していると結論づけた。

以上、従来の鬼子母神研究に用いられてきた方法とは全く異なる服飾から鬼子母神受容の一側面を解明したことは、本研究の成果といえる。

審査会では、これまでの断片的な鬼子母神の研究を総合し、その発祥から近世日本までの鬼子母神の仏教的な解釈や歴史的･民族的な解釈を取り入れ､服飾という視点から総合した点が優れていると評価した。とりわけ、鬼子母神が信仰対象としてどのような過程を経てきたかは、これまでになされていなかった研究であり、服飾表現という視点によってのみ、はじめて明らかとなったといえよう。

したがって、本研究は、服飾表現によって鬼子母神という仏尊の解釈と信仰の伝播および受容を解明した点が新しい知見であり、審査員全員が博士（学術）の授与に値すると判断したことを報告する。